

# (仮称)瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例(案)の 骨子に対するパブリックコメントについて

## 募集案件名

(仮称) 瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例(案)の骨子に対するパブリックコメント

## 案件の趣旨及び目的

工場立地法上の緑地面積率等(緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地算入率)に関して、工場立地法に基づく国の準則に代わって適用される当市の規定を設けることを計画しており、その骨子について皆さまからのご意見(パブリックコメント)を募集します。以下の要領でご意見をお寄せください。

## 公表の方法・場所

- ・ 瑞穂市役所(穂積庁舎2階総合案内、巢南庁舎商工農政観光課)
- ・ 瑞穂市ホームページを利用した閲覧

## 意見の提出資格

- ・ 市内に住所を有するかた
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内に存する事務所または事業所に勤務するかた
- ・ 市内に存する学校に在学するかた
- ・ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するかた

## 意見募集期間

令和3年12月22日(水)から 令和4年1月20日(木)まで

## 意見提出事項

ご意見を提出される際には様式は問いませんが次の事項を明記のうえご提出下さい。

- ①タイトル・・・「(仮称) 瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例(案)の骨子に対するパブリックコメント」としてください。
- ②住所・・・市内に事務所等がある法人のかた、市内の事業所・学校等に勤務・在学の場合は、事業所・学校の住所を記入ください。
- ③氏名・・・法人その他の団体にあつては、名称を記入ください。
- ④連絡先・・・電話番号またはメールアドレスを記入ください。(ご意見の内容について確認させていただく場合があります。)
- ⑤意見本文

※意見提出用紙は、市ホームページの他に穂積庁舎2階総合案内、巢南庁舎商工農政観

光課に備えてあります。

※上記の①から⑤までの項目が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。

### 提出方法

ご意見は下記のいずれかの方法によりご提出ください。(令和4年1月20日(木)必着)

- ①直接提出・・・商工農政観光課（瑞穂市巢南庁舎）まで
- ②郵送・・・〒501-0392 瑞穂市宮田300-2  
瑞穂市役所 商工農政観光課
- ③FAX・・・058-327-2120
- ④電子メール・・・syoukounou@city.mizuho.lg.jp

### その他

- ・同様のご意見等が複数のかたから出された場合は集約することがあります。
- ・提出いただきましたご意見等は、個人情報を除き公開される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

### お問い合わせ先

瑞穂市役所 商工農政観光課 電話058-327-2103